

トランポリン競技検定 運営手順

§1. 器具および備品

検定開催にあたり、主管者は以下のものを準備する。③については試技台数分を、④⑤については受検者数分を準備すること。

- ① ラージサイズまたはミドルサイズのトランポリン台 1 基以上
(スプリング式であることが望ましいが、ゴムケーブル式でも可能)
- ② 検定員用採点カード
- ③ 掲示用得点板
- ④ 記録用採点表
- ⑤ 認定証

§2. 役員

(1) 役員配置および役割

試技台ごとに検定員 2 名（主審および副審。選任要件については開催手順参照）、記録員 1～2 名を配置するほか、必要に応じ受付係などの補助役員を設定する。1 台につき 3 グループ（約 30 人）までの受検を目安とし、それ以上の場合は器具の増設および検定員各 2 名の増員を推奨する。

- ① 主審：検定進行の全体統括
- ② 副審：受検者コール、記録員への有効減点伝達、得点掲示
- ③ 記録員：採点記録、得点算出、認定証準備
- ④ 補助役員：受付係など主管者の裁量により役割を決定

(2) 服装

検定員は競技審判員同様の正装、記録員および補助役員は紺または黒のジャケットを着用する。

(3) 役員日当

主催者規定により、役割にかかわらず一日 2,000 円とする。交通費については、予め経費申請の上で別に実費を支給することができる。

§3. 受検者

(1) 服装

ジャージ等の運動にふさわしい服装とする。できる限り体に密着したものを着用し、採点に支障がないようにする。装身具類および時計を身に付けてはならない。

(2) コーチ帯同

初級および中級受検者は、コーチまたはそれに類する者を同伴する。

§4. 試技

(1) 受検者グループ分け

受検級ごとに最大 13 名のグループ分けを行い、事前に受検者へ開示する。

(2) 実施種目

		初級	中級	上級
I	1	10 回ジャンプ ↓ チェック	10 回ジャンプ ↓ チェック	1 回捻り腰落ち
	2			スイブル
	3			1/2 捻り立つ
	4			開脚跳び
	5			1/2 捻り腹落ち
	6			立つ
	7			閉脚跳び
	8			腰落ち
	9			ローラー
	10			立つ

※10 種目連続で実施

II	1-1	腰落ち	腰落ち
	1-2	立つ	腹落ち
	1-3		立つ
	2-1	1/2 捻り腰落ち	1/2 捻り腰落ち
	2-2	立つ	スイブル
	2-3		立つ

※1-1 から 1-3 まで、2-1 から 2-3 までを、それぞれ連続で実施

III	1-1	腹落ち	腰落ち
	1-2	立つ	ローラー
	1-3		立つ
	2-1	1/2 捻り腹落ち	抱え跳び
	2-2	立つ	開脚跳び
	2-3		閉脚跳び

※1-1 から 1-3 まで、2-1 から 2-3 までを、それぞれ連続で実施

(3) 検定員席

試技台から約 5m 離れた位置に設置する。高さは最高 2m とし、試技台がミドルサイズである場合は、床と同じ高さに設置しても良い。

(4) ウォーミングアップ

グループごとに、最低 15 分間のウォーミングアップを実施。受検者数が少ない場合は、各級とも一人 3～4 回の練習を目安とする。試技台とは別に練習台を設置する場合は、検定の直前に試技台において最低 1 回の練習の機会を与える。

(5) 実施要領

受検級ごとにグループ単位で試技を実施。副審による受検者コール、主審による合図の後に演技を開始する。

<初級>

① 項目Ⅰ（10回ジャンプ→チェック）

- ・予備ジャンプ 5 本の後、続く 10 本のジャンプを採点する（着地減点あり）
- ・ジャンプカウントは帯同コーチが行い、検定員に聞こえるようはっきりと発声する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・記録員による集計後、副審は主審の指示に従い得点を掲示する

合格点に達した場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら次項目へ進む

合格点に満たない場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら履行を実施

② 項目Ⅱ（腰落ち→立つ、1/2捻り腰落ち→立つ）

- ・受検者は「腰落ち→立つ」を実施後、静止。主審の合図後に「1/2捻り腰落ち→立つ」を実施する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・検定員は上記 4 種目を採点する（着地減点なし）
- ・記録員による集計後、副審は主審の指示に従い得点を掲示する

合格点に達した場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら次項目へ進む

合格点に満たない場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら履行を実施

③ 項目Ⅲ（腹落ち→立つ、1/2捻り腹落ち→立つ）

項目Ⅱに同じ要領で実施する。

- ・記録員は項目Ⅲの得点および項目ⅠからⅢまでの総合得点の算出を行い、最終合否および合格種別（ABC）を主審へ伝達する
- ・副審は主審の指示に従い、項目Ⅲの得点および合格の場合はその種別を掲示する
- ・主審は受検者それぞれについて「結果に対するコメント」、「課題の解決方法・練習方法」を整理しておく

合格点に達した場合：次の受検者と交代し、グループの全試技が終了するまで待機

合格点に満たない場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら履行を実施

<中級>

① 項目Ⅰ（10回ジャンプ→チェック）

- ・予備ジャンプ5本の後、続く10本のジャンプを採点する（着地減点あり）
- ・ジャンプカウントは帯同コーチが行い、検定員に聞こえるようはっきりと発声する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・記録員による集計後、副審は主審の指示に従い得点を掲示する

合格点に達した場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら次項目へ進む

合格点に満たない場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら履行を実施

② 項目Ⅱ（腰落ち→腹落ち→立つ、1/2捻り腰落ち→スイブル→立つ）

- ・受検者は「腰落ち→腹落ち→立つ」を実施後、静止。主審の合図後に「1/2捻り腰落ち→スイブル→立つ」を実施する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・検定員は上記6種目を採点する（着地減点なし）
- ・記録員による集計後、副審は主審の指示に従い得点を掲示する

合格点に達した場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら次項目へ進む

合格点に満たない場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら履行を実施

③ 項目Ⅲ（腰落ち→ローラー→立つ、抱え跳び→開脚跳び→閉脚跳び）

項目Ⅱに同じ要領で実施する。

- ・記録員は項目Ⅲの得点および項目ⅠからⅢまでの総合得点の算出を行い、最終合否および合格種別（ABC）を主審へ伝達する
- ・副審は主審の指示に従い、項目Ⅲの得点および合格の場合はその種別を掲示する
- ・主審は受検者それぞれについて「結果に対するコメント」、「課題の解決方法・練習方法」を整理しておく

合格点に達した場合：次の受検者と交代し、グループの全試技が終了するまで待機

合格点に満たない場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら履行を実施

<上級>

- ・受検者は項目Ⅰについて、指定構成どおりに演技する
- ・演技を終えた受検者は台から降り、得点掲示を待つ
- ・検定員は10種目を採点する（着地減点あり）
- ・記録員は集計を行い、合否および合格種別（ABC）を主審へ伝達する
- ・副審は主審の指示に従い、得点および合格の場合はその種別を掲示する
- ・主審は受検者それぞれについて「結果に対するコメント」、「課題の解決方法・練習方法」を整理しておく

合格点に達した場合：次の受検者と交代し、グループの全試技が終了するまで待機

合格点に満たない場合：次の受検者と交代し、グループが一巡したら履行を実施

< 履行 >

- ・演技を失敗した者、合格点未達の者は、項目ごとに1回のみ履行が認められる
- ・器具の不具合等、外部要因による演技の中断やそれに類する支障が生じた場合は、主審が履行の可否を判断する
- ・当該グループの全受検者が1回目の演技を終えた後で、試技順に履行を実施する
- ・履行の得点を有効とする
- ・初級および中級のⅠⅡ項目の履行において合格点に達しなかった場合は、次の項目に進むことができず不合格が確定する
- ・1回目の演技において合格点を獲得した受検者が履行を希望することはできない

§5. 採点

公式採点規則にもとづき、以下の点に留意しながら主審および副審がそれぞれ採点する。各級とも、10種目連続の演技については着地減点も含む。

なお、本検定では移動減点および跳躍時間点は採用しない。ただし、以下の②③に結びつく姿勢欠点などが認められた場合は、公式採点規則に照らし合わせて減点する。

- ① 姿勢
- ② トラベル
- ③ 高さ
- ④ 身体の上め

両検定員の採点結果を副審が確認。1種目ごとに減点を比較していき、その少ないほう（得点が高くなるほう）を有効減点として記録員により集計する。ⅠからⅢの項目単位で得点を算出した後、主審の指示により副審が掲示を行う。各項目いずれにおいても、7割以上の得点を合格とする。

§6. 記録

(1) 項目別得点算出

各級とも、項目単位で検定員の採点が終了次第、副審が有効減点（両検定員採点結果のうち、減点が少ないほう）を確認。記録員により集計および得点算出を行い、主審へ伝達する。

項目		初級	中級	上級
合格	Ⅰ	7.0 以上	7.0 以上	7.0 以上
	Ⅱ	2.8 以上	4.2 以上	
	Ⅲ	2.8 以上	4.2 以上	

(2) 総合得点算出

記録員により総合得点の算出（ⅠからⅢ項目の得点を合計）を行い、合否判定および合格種別（ABC）を確定する。その結果を主審へ伝達する。

判定		初級	中級	上級
合格	A	Ⅰ～Ⅲ 計 14.0 以上	Ⅰ～Ⅲ 計 17.5 以上	8.0 以上
	B	Ⅰ～Ⅲ 計 13.5 以上	Ⅰ～Ⅲ 計 16.5 以上	7.5 以上
	C	Ⅰ～Ⅲ 計 12.5 以上	Ⅰ～Ⅲ 計 15.5 以上	7.0 以上

(3) 採点表記入

主審は副審と協議の上、「結果に対するコメント」および「課題の解決方法・練習方法」を予め整理しておき、主管者がとりまとめて採点表へ転記する。主管者は検定終了後、これらのコメントと全採点結果を記録した採点表（受検者別の個表）を、申込団体を通じて受検者へ配布する。採点表の配布にあたっては、後日でも良い。

<結果に対するコメント>

以下項目のうち、減点にいたった理由の大きなものをチェック（レ、または■）し、注意事項を簡易に添える。

- 1、姿勢：（ ）
- 2、トラベル：（ ） ※トラベルを誘発する姿勢等の減点要素あり
- 3、高さ：（ ） ※著しいリバウンド低下に結びつく減点要素あり
- 4、身体の上め：（ ）
- 5、その他：（ ）

<課題の解決方法・練習方法>

上述の注意事項に対するアドバイスを、（ ）内に簡易に添える。

- 1、マット運動で（ ）を行う
- 2、前段階の技（ ）で、習熟をはかる
- 3、床で（ ）を行う
- 4、その他（ ）を行う

§7. 認定証

合格者に対し、主催者発行の認定証を交付する。合格者氏名および認定番号は、主管者において記入する。

以上